

一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会 様

北海道保健福祉部長

令和6年度(2024年度)からの指定難病等の申請方法の変更について (通知)

本道の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、道では、道立保健所における新型コロナウイルス感染症の対応状況を踏まえ、令和4年(2022年)4月から指定難病等の申請窓口を道本庁に集約したところですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行される等、現在の状況を鑑み、道立保健所での対面による申請受付を再開することになりましたのでお知らせします。

なお、道内医療機関に対して、本通知及び別添案内文を用いて周知済みであること及び現在各種受給者証をお持ちの患者の皆様には、更新申請の案内送付に合わせて、道から本対応について別途、お知らせすることを申し添えます。

記

1 変更内容

各道立保健所において対面による各種申請書類の受付を再開

※郵送による申請書類の提出先は引き続き当課にて

2 変更適用年月日

令和6年(2024年)4月1日から

3 対象事業

- (1) 特定医療費 (指定難病)
- (2) 特定疾患治療研究事業 (スモンを含む。)
- (3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
- (4) 小児慢性特定疾病医療費
- (5) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業 (肝炎治療特別促進事業)
- (6) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業
- (7) 肝炎ウイルス精密検査費助成事業
- (8) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
- (9) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業
- (10) 原子爆弾被爆者の援護に関する事業
- (11) (1)～(10)に関する償還払い申請

※指定医・指定医療機関に係る各種申請については、今までどおり当課にて受け付けております。

4 変更内容案内文

別添のとおり

5 その他

- (1) 札幌市、旭川市、函館市及び小樽市については、今までどおり各市の保健所で申請を受け付けており変更ありません。
- (2) 難病患者等に関する療養相談は、随時、道立保健所に対応しております。

健康安全局地域保健課難病対策係
TEL : 011-204-5258